

○対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示

改正後

改正前

別表第二				
大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略] 情報通 信業	[略] ソフトウェア業	[略]	[略]	[略]
		3911	受託開発ソフトウェア業	
		3912	組込みソフトウェア業	
		3913	パッケージソフトウェア業	
		3921	情報処理サービス業	} ※1
[略]	[略]	[略]	[略]	
		4013	インターネット利用サポート業	} ※2
[略]	[略]	[略]	[略]	

別表第二				
大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略] 情報通 信業	[略] ソフトウェア業	[略]	[略]	[略]
		3911	受託開発ソフトウェア業	
		3912	組込みソフトウェア業	
		3913	パッケージソフトウェア業	
		3921	情報処理サービス業	}
[略]	[略]	[略]	[略]	
		4013	インターネット利用サポート業	}
[略]	[略]	[略]	[略]	
				[新設]

※1 対内直接投資等に関する命令第三条の二第二項の規定に基

づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和
年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産
省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第 号）に掲げる業
種に該当するソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属
する事業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業に
付随して実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業
に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係
会社（会社計算規則（平成第十八年法務省令第十三号）第二条第
三項第二十二号に規定する関係会社をいう。）及び当該会社の事
業と同種の事業を行う他の会社を除く。以下この※1及び※2にお
いて同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及
び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供する
ものを除く。）を除く。

※2 対内直接投資等に関する命令第三条の二第二項の規定に基
づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和
年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産
省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第 号）に掲げる業
種に該当するインターネット附随サービス業（インターネット利
用サポート業に限る。以下この※2において同じ。）に属する事
業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業に付随し
て実施するインターネット附随サービス業に属する事業（当該事
業を営む会社の他のものから委託を受けてインターネット附随サ
ービス業を提供するものを除く。）を除く。

備考 [略]

備考 [略]

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略] 情報通 信業	[略] ソフトウェア 業	[略] 3911	[略] 受託開発ソフトウェア業	[略]
		3912	組込みソフトウェア業	
		3913	パッケージソフトウェア業	
		3921	情報処理サービス業	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	インターネット 随サービス業	4013	インターネット利用 サポート業	※2

※1 別表第三に掲げる業種に属する事業に付随して実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成第十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十二号に規

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略] 情報通 信業	[略] ソフトウェア 業	[略]	[略]	[略] [新設]
		[新設]	[新設]	
		[新設]	[新設]	
		[新設]	[新設]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	インターネット 随サービス業	[新設]	[新設]	[新設]

定する関係会社をいう。)及び当該会社の事業と同種の事業を行
う他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。)から委
託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有す
るデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。)に限
る。

※2 別表第三に掲げる業種に属する事業に付随して実施するイ
ンターネット附随サービス業(インターネット利用サポート業に
限る。以下この※2において同じ。)に属する事業(当該事業を
営む会社の他のものから委託を受けてインターネット附随サービ
ス業を提供するものを除く。)に限る。

備考 [略]

備考 [略]

備考 表中の「」の記載は注記による。

○対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示

改正後

別表

〔一〇七略〕

八 細分類二八一四―集積回路製造業、細分類二八三一―半導体メモリメディア製造業、細分類二八三二―光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、細分類二八四二―電子回路実装基板製造業、細分類三〇一一―有線通信機械器具製造業、細分類三〇一二―携帯電話機・PHS電話機製造業、細分類三〇一三―無線通信機械器具製造業、細分類三〇三一―電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）、細分類三〇三二―パーソナルコンピュータ製造業、細分類三〇三三―外部記憶装置製造業、細分類三七一一―地域電気通信業（有線放送電話業を除く）、細分類三七一二―長距離電気通信業、細分類三七一三―有線放送電話業、細分類三七一九―その他の固定電気通信業及び細分類三七二一―移動電気通信業

九

細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業、細分類三九二一―情報処理サービス業及び細分類四〇一三―インターネット利用サポート業（ただし、対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき

改正前

別表

〔一〇七略〕

八 細分類二八一四―集積回路製造業、細分類二八三一―半導体メモリメディア製造業、細分類二八三二―光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、細分類二八四二―電子回路実装基板製造業、細分類三〇一一―有線通信機械器具製造業、細分類三〇一二―携帯電話機・PHS電話機製造業、細分類三〇一三―無線通信機械器具製造業、細分類三〇三一―電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）、細分類三〇三二―パーソナルコンピュータ製造業、細分類三〇三三―外部記憶装置製造業、細分類三七一一―地域電気通信業（有線放送電話業を除く）、細分類三七一二―長距離電気通信業、細分類三七一三―有線放送電話業、細分類三七一九―その他の固定電気通信業、細分類三七二一―移動電気通信業、細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業、細分類三九二一―情報処理サービス業及び細分類四〇一三―インターネット利用サポート業

〔新設〕

財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和
年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林
水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第 号）に
掲げる業種に該当する受託開発ソフトウェア業、組み込みソフ
トウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービ
ス業又はインターネット利用サポート業に属する事業以外にあ
つては、別表第三に掲げる業種に属する事業に付随して実施
する受託開発ソフトウェア業、組み込みソフトウェア業、パッ
ッケージソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネ
ット利用サポート業に属する事業（当該事業を営む会社の他
のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年
法務省令第十三号）第二条第三項第二十二号に規定する関係
会社をいう。）及び当該会社の事業と同種の事業を行う他の
会社を除く。以下同じ。）から委託を受けてソフトウェアの
開発を行うもの、他のものが保有するデータを扱う情報処理
サービスを提供するもの及び他のものから委託を受けてイン
ターネット利用サポート業を提供するものを除く。）を除く

備考 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

備考 「略」